

旅館等受入環境整備補助金 FAQ

※対象事業(略:雇用・正規雇用促進職場環境整備事業/訪日・訪日外国人受入環境整備事業)

1 補助金の応募資格等について

対象事業の別 (※)	質 問	回 答
1	訪日	会員向けの施設は補助対象ですか。
2	雇用 訪日	補助金の交付決定後、対象経費の増(追加工事等)額が必要となった場合に、経費の増額変更は可能ですか。
3	雇用 訪日	本社は京都府外ですが、申請できますか。
4	雇用 訪日	受講を終了して修了証をもらったが紛失してしまった場合には、どうすれば良いですか。
5	雇用	改修工事は令和2年9月に支払いも含め完了しますが、応募要領別表3の取組項目の受講の終了が令和3年2月で、且つ正規雇用者の採用が令和3年3月10日になる予定です。この場合に、実績報告の提出期限はいつですか。
6	雇用	FAQ No.1-5 の場合、補助金の交付は、いつですか。
7	雇用 訪日	補助対象期間内に改修の完了した工事費を、令和3年4月1日以降に支払(決済)いますが、補助対象ですか。

8	雇用	正規雇用者の採用の事実がわかる書類には、どの様なものが必要ですか。またそれはいつ提出するものですか。	<p>※正規雇用者の採用の事実がわかる書類</p> <p>①「雇入(労働条件)通知書兼雇用契約書」等(労働基準法)(※雇用者の確認印またはサインが必要)の写し</p> <p>②「雇用保険被保険者資格取得確認通知書(事業主通知用)」の写し</p> <p>の2つセットで提出願います。</p> <p>※提出時期 補助事業の完了の実績報告時に、報告様式に併せて提出して頂きます。</p>
9	雇用	正規雇用の求人を出していたが、最終的に雇用に至らなかった場合は、補助金の対象にならないのでしょうか。	原則として、採用に至らなかった場合は補助対象外となります。補助対象期間内で、期間に余裕をもったうえ、採用に至るまで継続・反復して求人を行ってください。また、京都府ジョブパークが実施する求人企業・求職者のマッチングのための事業の活用もご検討ください。ハローワークへ提出した求人票の写し、求人情報を掲載した求人誌等の、求人を行っていた事が確認出来る記録を保管しておいてください。完了検査時に、提出を求める場合があります。
10	雇用	対象期間内に、令和3年4月1日付以降に入社予定の正規雇用者の採用を決定しました。この場合、補助対象にはならないのでしょうか。	令和3年3月31日までの対象期間中において、令和3年4月1日付以降入社予定の正規雇用者の採用を決定した場合は、補助対象とします。この場合、令和3年3月31日までに採用者へ通知した採用決定通知書の写しを、補助事業の完了の実績報告時に提出してください。その後速やかに令和3年4月1日付以降に採用した事がわかる書類を提出してください。
11	雇用 訪日	正規雇用促進職場環境整備事業及び訪日外国人受入環境整備事業の両方を同時に申請したいのですが、応募要領別表3に記載の取組は2つ以上受講する必要がありますか。	正規雇用促進職場環境整備事業及び訪日外国人受入環境整備事業を同時に申請する場合でも、いずれか1つの取組の受講で構いません。

2 補助金の申請について

	質 問	回 答
1	資金調達に条件はありますか。	自己資金のみでも、外部調達でも構いません。
2	外貨で支払った場合、証拠書類は何が必要ですか。	領収書等の証拠書類と翻訳、交換レートが確認できる書類が必要です。
3	創業して間がなく決算期を一期も迎えていない場合、決算書(確定申告書)の代わりに、何を提出すればよいですか。交付申請書第1号様式別紙1の2「財務状況」欄には、どの様に記載すれば良いですか。	創業時から直近月末までの試算表(収益、費用、資産、負債等の状況がわかるもの)を提出してください。その場合、【第1号様式別紙1】の「2 財務状況」の年度決算の各損益項目(売上高から当期純利益まで)は空白にし、その下段の【財務状況に係る補足説明】欄に「創業時から直近月末までの試算表を添付済み」と記載してください。

4	申請時点で、応募要領の別表3の取組の詳細が決まっていないためどの取組を実施するか確定できません。申請後に変更しても良いですか。	対象期間内に別表3に掲げる取組の内、いずれか一つでも実施していただければ、申請時から取組を変更して頂いても構いません。交付申請書に記載した取組を変更した場合は、財団に連絡をした上で、実績報告時に変更した後の取組について「受講を証明する書類」を財団に提出してください。
---	---	---

3 補助対象経費について

	対象事業の別 (※)	質 問	回 答
1	訪日	建物の外壁や中庭の改修は補助対象ですか。	原則として建物内部の改修に限るため、対象とはなりません。
2	訪日	車いす等に対応することを目的として、館内の段差を解消する等の改修は補助対象ですか。	補助対象ではありません。
3	訪日	クレジットカード端末、キャッシュレス決済用端末の設置の費用は補助対象ですか。	補助対象です。
4	訪日	外国人観光客の送迎のための車両や外国人のための大きなベッド、洋室に合わせた照明等の備品を購入したいのですが、補助対象ですか。	建物と一体とみなされない動産については補助対象ではありません。
5	訪日	修理の必要な設備を改修しようと思います。補助対象ですか。	単なる修理や老朽化等による設備更新・施設改修は対象ではありません。
6	雇用 訪日	トイレを洋式に改修したいのですが、工事発注にあたり、便座の代金だけ別に購入した方が、経費が安くなることがわかりました。この場合、便座の代金は補助対象ですか。	補助対象です。
7	雇用 訪日	既にある洋式トイレにウォシュレットのみを取り付けたいのですが、補助対象ですか。	ウォシュレットのみを取り付ける工事も補助対象です。
8	訪日	訪日外国人旅行客対応のためのマニュアル作成費用や料理メニューの作成費用は補助対象ですか。	補助対象ではありません。

9	訪日	現在、和室の大部屋ですが、個室にする場合は洋室化しなければなりませんか。(和室のまま個室にした場合は補助対象ではありませんか。)	和室のままの個室化又は洋室化共に補助対象事業として申請は可能です。
10	雇用 訪日	対象とならない経費も含めて、工事業者に改修工事を発注する為、補助対象経費のみ(雇用・訪日の振り分けを含め)がわかりません。どの様に申請すれば良いですか。	工事業者に、対象部分と、対象外の部分がはっきりとわかる様に見積書等の作成を依頼してください。それが困難である場合は、見積書の内訳等から、明確に対象経費と特定できる部分のみを積み上げる等の合理的で説明のつく方法により算出したうえで申請してください。その際、算出方法がわかる資料も必ず添付してください。
11	雇用	従業員の職場改善のための改修の「従業員」には、経営者は含まれますか。	経営者は従業員には含みませんが、経営者が従業員と共有する箇所(例:休憩室等)の改修は対象です。ただし、経営者の「居住内」に設けた「休憩室」や「役員室」等、経営者個人の利用に限定されるもしくは判別しにくい施設内の改修においては対象ではありません。
12	訪日	施設内に茶室や礼拝室を設置したいと思っています。仕様に決まりはありますか。	茶室や礼拝室の部屋の仕様に決まりはありませんが、茶室や礼拝室を設置した後に、HPや自社のパンフレットにその旨を掲載した上で、その資料を財団あてに提出してください。

令和2年6月1日時点